

建築物及びその敷地の緑化義務について

市街化区域内の建築物等の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければなりません。

① 届出の義務

次の場合には、建築確認申請の前に、届出が必要です

新築	敷地面積 1,000 m ² 以上かつ 建築面積 500 m ² 以上
増改築	敷地面積 1,000 m ² 以上かつ 建築面積のうち増改築に係る部分の面積が 500 m ² 以上

- ❶ 新築、増改築で建築物が複数ある場合は、各建築物の建築面積の合計（既存部分を除く）で判断。
- ❷ 特定工場等については、建築面積 1,000 m²以上の新築（増改築は、増改築に係る部分の建築面積が 1,000 m²以上のもの）が届出義務。

〔特定工場等：環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 118 条第 2 項の特定工場等、工場立地法第 6 条第 1 項に規定する特定工場をいう。別途届出が必要。〕

② 建築物（屋上・壁面）の緑化基準

区 分	緑地の面積
新築	当該棟の建築面積が 1,000 m ² 以上のもの 建築面積の 5%以上
増改築	当該部分の建築面積が 1,000 m ² 以上のもの 増改築に係る部分の 建築面積の 5%以上

③ 敷地の緑化基準

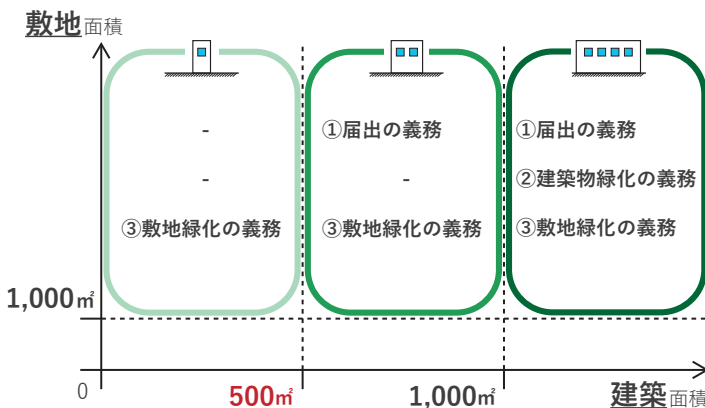
新築、増改築を行なう敷地面積が 1,000 m²以上のもの

区 分	緑地の面積
住宅 （一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿）	空地面積の 30%以上
建築物 （住宅、特定工場等を除く）	空地面積の 50%以上

- ❶ 空地面積は、「敷地面積 - 敷地面積 × 基準建ぺい率（角地緩和等を含む）」によって算出。

面積と届出等の関係

1 棟の新築の場合



植栽の基準等

植栽の基準、届出の様式、必要な添付図書、緑地面積の計算方法などの詳細については、神戸市のホームページに掲載されている「[神戸らしい緑化ガイドライン](#)」をご覧ください。おすすめの緑化材料や、緑化後の維持管理等についても載せていますので、是非ご活用ください。

神戸市 緑化計画届



お問い合わせ先

1
届出書提出窓口
(右記 2・3 の内容以外の相談窓口)
建築住宅局建築指導部建築安全課
☎ 078-595-6556
🏢 三宮国際ビル 5 階

2
緑化の相談窓口
(植物材料、緑化方法等)
建設局公園部計画課
☎ 078-595-6462
🏢 コンコルディア神戸 5 階

3
工場立地法等窓口
経済観光局工業課
☎ 078-984-0340
🏢 三宮ビル東館 4 階

届出に必要な添付図書

- 2部（正1部・副1部）提出が必要です。
- 代理者による届出の場合、委任状を添付してください。
- 面積等の数量には、求積図や計算式による根拠及び求積方法を明記してください。



建築物等緑化計画届（様式第5号） 添付図書 P.56 >記入例 P.68

附近見取図	規模に応じてわかりやすい縮尺とし、敷地の位置及び方位を表示してください。
配置図	建築物の配置図に基準建ぺい率を記入してください。また、敷地の緑地部分を表示し、空地面積と必要な緑地面積の計算を明示してください。
求積図	敷地面積・建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によるもの）の求積図を添付してください。
屋上平面図	建築物全体の形状がわかる平面図に寸法や建築面積を記入してください。屋上緑化のある屋上は全て添付してください。
立面図	2面以上で、壁面緑化のある面は全て添付してください。
緑化計画図	<p>建築物及び敷地の緑化計画に必要な事項を明示してください。</p> <p> 平面図 _____</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>図中に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の位置、区画ごとの面積（道路等公共空間に面する緑化の場合、その位置関係） 中、高木は樹種及びみなし樹冠の大きさの円 P.61 低木、地被、生垣等は区画ごとの植物名、株数、面積（もしくは延長） 緑化が著しく困難な部分がある場合はその必要事項 P.66 </div> <p>表を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑化方法ごとに面積を集計した緑地面積集計 凡例、植栽材料一覧（植物名、数量、規格、支柱、土壌改良資材使用量） <p>余白に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 客土厚（図または表にて記載） P.78、求積根拠（別紙でも可） <p> 断面図 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物緑化の植栽基盤の厚み（平均） <p> 立面図 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面緑化の高さと延長
カタログ等	鉢・プランター等を用いる場合 → プランター等の容量のわかる資料及びカタログ等 太陽電池を用いる場合 → 寸法、傾き、水平投影面積のわかる資料及びカタログ等 植栽基盤を用いる場合 → 構造のわかる資料及びカタログ等 壁面緑化で補助資材を用いる場合 → 規格寸法のわかる資料及びカタログ等 グラスパーキングを用いる場合 → 緑化率のわかる資料及びカタログ等 その他特殊な資材を用いる場合 → 構造及び機能のわかる資料及びカタログ等 既存の緑地がある場合 → 現状が把握できる写真とその撮影位置図

建築物等緑化計画変更届（様式第5号）

- 緑地の面積が増加するだけの軽微な変更の場合、変更届の提出は不要です。

変更に係る図面	変更前と変更後の内容を明示してください。
---------	----------------------

建築物等緑化計画完了届（様式第6号）

- 書類により状況が確認できない場合は、現地検査又は施工写真提出等による状況報告を求めることがあります。

緑化計画図	緑化が完了した後の配置図又は平面図を用いて、建築物及び敷地の緑地の位置を明示してください。そして、すべての緑地を撮影した写真の撮影方向を明示してください。
完了写真	すべての緑地の植栽内容等の概要がわかる写真を添付してください。太陽電池等の面積を算入した場合は、その設置状況のわかる写真を添付してください。 P.79